



大津市公報

令和2年7月1日
号外(第48号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

	目 次
88	大津市副市長事務分担規則..... 1
13	大津市職員の時差勤務に関する規程の一部改正..... 2
企業局管理規程	
16	大津市企業局事務分掌規程の一部改正..... 2
17	大津市企業局事務決裁規程の一部改正..... 2
18	大津市企業局職員の時差勤務に関する規程の一部改正..... 3
19	大津市企業局職員の職名規程の一部改正..... 3

規 則

大津市副市長事務分担規則を公布する。
令和2年7月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第88号

大津市副市長事務分担規則

(趣旨)

第1条 この規則は、副市長の事務分担及び市長の職務代理の順序について必要な事項を定めるものとする。
(分担事務)

第2条 副市長は、おおむね次の区分により、その事務を担当する。

杉江副市長

政策調整部に属する事務

総務部に属する事務

市民部に属する事務

福祉子ども部に属する事務

健康保険部に属する事務

環境部に属する事務

出納室に属する事務

消防局に属する事務

教育委員会の事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員に補助執行させている事務

選挙管理委員会の事務局の職員に補助執行させている事務

監査委員の事務局の職員に補助執行させている事務

議会局の職員を市長部局の職員に充て、執行させている事務

清水副市長

産業観光部に属する事務

都市計画部に属する事務

建設部に属する事務

企業局との調整に関する事務

農業委員会の事務局の職員に補助執行させている事務

(共同して所掌する事務)

第3条 次に掲げる事務については、両副市長の所管とする。ただし、市長が必要と認めたときは、特に副市長を指定してこれを掌理させることがある。

市政に係る重要な企画に関すること。

市議会に関すること。

条例、規則及び訓令の制定又は改廃に関すること。

予算の編成に関すること。
 重要な人事に関すること。
 その他重要又は異例に属する事項に関すること。
 (市長の職務代理の順序)

第4条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条第1項に規定するあらかじめ市長が定める市長の職務を代理する副市長の順序は、第2条に掲げる順序とする。
 (事故があるときの事務処理)

第5条 主管の副市長に事故があるときは、その副市長の担任する事務は、他の副市長が処理する。
 2 前項の規定により処理した事務は、その事務を担当する副市長の後関に供しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

大津市訓令第13号

大津市職員の時差勤務に関する規程(平成30年訓令第5号)の一部を次のように改正する。
 令和2年7月1日

大津市長 佐藤 健 司

第5条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 所属長は、前項本文の規定により会計年度任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。)である職員に時差勤務を割り振ろうとするときは、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

附 則

この訓令は、令和2年7月1日から施行する。

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第16号

大津市企業局事務分掌規程(昭和40年公営企業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。
 令和2年7月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

「 危機管理室

第2条第3項中「危機管理室」を 技術部 に改める。
 下水道調査室」

第3条第2項中「調整監」の次に「、参事」を加える。

第4条の表調整監の項の次に次のように加える。

参事	上司の命を受け、担当事務を処理し、担当職員があるときはこれを指揮監督する。
----	---------------------------------------

第18条危機管理室の項の次に次のように加える。

下水道調査室

事業用排水に係る公共下水道の使用実態の把握のための調査及び指導に関すること。
 室の一般庶務に関すること。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第17号

大津市企業局事務決裁規程(昭和60年企業局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。
 令和2年7月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第9条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 参事は、局長、次長又は課長の命を受け、課等の所管事務のうち重要事項の調査及び企画に参画し、又は局

長、次長若しくは課長が定めた専門的な知識、技術を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは担当職員を指揮監督する。この場合において、参事は、局長、次長又は課長が定めるものについては課長と同等の職務権限を行使するものとする。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第18号

大津市企業局職員の時差勤務に関する規程(平成30年企業局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

令和2年7月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第2条中「第2条の2」の次に「(大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(令和2年企業局管理規程第6号。以下「会計年度任用職員勤務時間等規程」という。)第2条第1項の規定により一般職の企業局職員の例によることとされる場合を含む。)及び会計年度任用職員勤務時間等規程第2条第3項」を加える。

第3条第1項第1号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ 災害その他非常の事態への対応に関する業務

別表に備考として次のように加える。

備考 1日の勤務時間が7時間45分に満たない者の勤務時間を割り振る場合には、勤務時間を勤務区分ごとに定める勤務時間の始めの時刻から始まり、又は終わりの時刻に終わるよう割り振ることとし、休憩時間を当該割り振った勤務時間の途中に置くものとする。

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

大津市企業局管理規程第19号

大津市企業局職員の職名規程(昭和27年公営企業部管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

令和2年7月1日

大津市公営企業管理者 山 極 正 勝

第3条第1項中第16号を第17号とし、第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

参事

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する。